

新しい司法書士像を求めて

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

ザ・フォーラム

《季刊》2005.10 No.64

Tel 052-962-9693
Fax 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござ
いましたら、お気軽にご
相談ください。



大きく変わる新会社法

司法書士 丹羽 正夫

一 はじめに
新会社法は、本年六月二九日に成立し、来年五月頃の施行が予定されています。

今次改正では、会社の枠組みが変わるとともに、規制緩和型制度への転換に伴い驚くほど多くの事前規制が撤廃されました。

二 改正の概要

第一に、会社の枠組みが、株式会社と持分会社（合名、合資、合同）の二通りとなります。有限会社は、特例により存続します。

第二に、株式会社において、各種の柔軟化（事前規制の撤廃）が図られました。

・最低資本金規制がなくなり、一円以上なら設立可能……取引の際、相手となる会社の実態を把握する必要に迫られます。

・現物出資規制が大幅に緩和……特に債権現物出資が簡易に利用できます。

・株式の内容、種類につき多様な定めが可能……相続人からの自己株取得。いわゆる黃金株（重要議案につき拒否権のある株式）等々。

・類似商号規制の撤廃……設立、商号目的変更、本店移転の際には、便宜となり、既存商号使用者には煩わしい場合が出てきます。

- ① 吸収合併の際、存続会社の株式以外の財産の提供可……企業買収・再編の容易化。
- ② 自己株取得の際、金銭以外の財産の提供可……自己株取得の容易化。
- ・対価の柔軟化
- ① 株式会社と持分会社間の組織変更可。有限会社への組織変更是できません。
- ② 有限から株式会社への商号変更有いは持分会社間の種類変更は、容易となります。
- 利益配当がいつでも可能……一定の手続は必要。剩余金分配という新制度の一類型となる。株主資本増減計算書等の導入。ただし、純資産額三〇〇万円以上が条件となります。